

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 日本政府現地出先機関（沖縄復帰準備委員会日本代表）(3)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 組織所掌事務, 準備委員会代表代理会議, 高瀬大使, 準備委員会政府代表事務所の閉館, 沖縄開発庁設置, 米国防政策, 在外基地縮小, 新聞記事 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43430

準備委了運管に開き共通
又費

別添(-)

準備委員会
沖縄那覇

合同事務局の組織及び所掌事務

- 1 準備委員会は、その事務局の組織を次のとおり定め、その組織の名称を合同事務局とする。
- 2 日米両国政府の代表及び琉球政府行政主席たる顧問が、それぞれ、その要員の中から指名した者をもつて合同事務局の構成員とする。
- 3 準備委員会が合同事務局事務局長の職務を行なうものとして指名した要員は、合同事務局の事務を総括し、及び合同事務局を構成する要員の執務を監督する。
- 4 合同事務局においては、次の各号に掲げる事務を処理する。
 - (1) 準備委員会の会議（代理会議及び小委員会の会議を含む。）の開催の準備に関すること
 - (2) 準備委員会の会議の記録の作成及び保管に関すること
 - (3) 準備委員会が行なう勧告又は報告のための資料の収集、提案事項の現況資料の作成及び勧告書又は報告書の浄書に関すること

- (4) 広報のための新聞発表資料その他関係資料の作成に関すること
 - (5) 準備委員会の共通経費に関すること
 - (6) 合同事務局の事務室、会議室および合同庁舎の共通部分の維持管理に関すること
 - (7) 準備委員会の指示に基づく対外連絡に関すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、準備委員会の会議において定められた事項に関すること
- 5 合同事務局の組織及び運営に関し変更等の措置を必要とする場合は、その都度準備委員会が検討のうえ決定する。

別添(二)

準備委員会
沖縄那覇

首 題： 準備委員会の運営に要する共通経費の分担方法及び経理

- 1 準備委員会の運営に要する経費（以下単に「共通経費」という。）に関する日米両国政府の分担方法及び経理については以下に定めるところによる。
- 2 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終るものとする。
- 3 各会計年度の共通経費の見積り及び分担額は各会計年度の当初に準備委員会において決定する。会計年度の中途において共通経費の見積り及び分担額に変更を行なう必要が生じた時はその都度準備委員会が決定する。
- 4 当初の共通経費の総額の見積りは、1970年3月3日から1971年3月31日までの期間について決定するものとする。
- 5 日米両国政府は、分担する経費を現金及び現物により支弁する。
ただし、両政府のそれぞれが既に支出を了した共通経費に該当する現

首 題： 準備委員会の運営に要する共通経費の分担方法及び経理

金及び現物については、当該相当金額を既に拠出したものとみなして、拠出すべき金額から控除するものとする。

- 6 日米両国政府が拠出する分担金は、準備委員会の合同事務局において経理するものとし、事務局長が出納の責に任ずるものとする。
- 7 各代表の代理は、定期的に事務局長から分担金の収支の状況について報告を徴し、及び必要な検査を行ない、経理の適正を期するものとする。
- 8 日米両国政府がそれぞれ分担して支出した金額に差がある場合は、翌会計年度において調整するものとする。
- 9 日米両国政府の分担金の拠出は、事務局長の発行する分担金拠出請求書により四半期ごとの期のはじめに割賦により行なうこととする。
- 10 事務局長は、翌会計年度の最初の月の末日までに収入及び支出の状況を各代表に報告しなければならない。

(回覧番号) 685 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 秘	符号表示 暗 略 平	※ 総第 17799 号
※ 第 4 号	※ 昭和 45.4.6 日 19 時 10 分	
大至急 至急 普通・LTF	※ 発電係 21	

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	主管局部課(室)名 米北 / 起案 昭和 45 年 4 月 6 日 起案者 吉川 電話番号 445
--	-------------------------------	--

協議先

官房総務参事官	会計課長
官房書記官	総務室長
	主計室

臨時代理大使

在 那 霸 高 潮 総領事 代理 大 使 臨時代理大使 吉川 大臣 宛

電 報 在 大 使 臨時代理大使 吉川 大臣 宛

件名 合同事務局の組織及び準備委共通経費

貴信第 19 号に用い。

1. 合同事務局の組織及び所掌事務に用い
2. 2 項及び 3 項に「要員」の解任、交換公文の 2 項に言及し、代表を補佐する補助要員と混同、誤解を防止

電信課長

字 濟

6 145 80

(※印欄内は電信課記入)

加 留 陽 治 長 承 知 済 印 (米 北)

(昭和四十七年一月一日改正)

GB-1

(注) 留陽治長宛送附に付
(英訳名は personnel, 但し 3 項の事務局長... と 1 2 指定した「職員」は person とする)

おそれがあること、そのうち「職員」と訂正し、また 2 項の「準備委員会」の会議に於いて定められた、9 月 5 日の会議、を削除の上(従って、準備委員会に於いてと続く)、採択に差支えないこと、準備委の運営に用いた共通経費の負担方法及び経理については、冒頭貴信の案文通り採択に差支えないこと。

(P)

予算額 七〇〇千四百円(日米打半) 予算額 一四〇〇千円
主計室 吉川

GB-3

外務省

会計課長

アメリカ局長

総務室長

参事官

北米米一課長

昭和5年3月3日
昭和5年3月12日
昭和5年3月20日
昭和5年3月27日
昭和5年4月11日

主計室 準備第4号
昭和45年4月11日

在外経理室

調査室

外務大臣

愛知揆一殿

検査室

4000分理金 17,000円

昭和45年4月

準備委員会日本政府代表

高瀬 侍

準備委員会の共通経費見積り
及び分担に関する案の送付

昭和45年3月3日(準備委員会発足日)から昭和46年3月

31日までの期間にかかる準備委員会の運営に要する共通経費の
見積り及び分担に関する本代表部案別紙のとおり作成した。

本案を以つて米側と協議いたしたいので貴見至急何分の候御回
答を乞いたい。

漁業 空付 添付

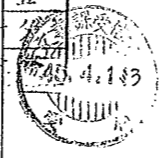
科学 空付 添付

連絡 調整 添付

調査 添付

力 添付

局 添付



経理室と空付添付

準備委員会
沖縄那覇

昭和45年3月3日から昭和46年3月
31日までの期間にかかる準備委員会の
運営に要する共通経費の見積り及び分担

I 準備委員会の共通経費見積り

項目	金額
1 委員会の会議その他運営費	500
備品費	200
会議費	300
2 合同事務局運営費	7,000
備品費	400
消耗品費	300
通信運搬費	300
雑役務費	100
印刷製本費	800
借料及び損料	5,100
3 合同庁舎(T60)管理費	20,500
給料	11,000
光熱水費	3,000
雑役務費	6,500
合計	28,000

II 準備委員会の運営に要する経費の分担

項目	金額	分担 日米
1 委員会の会議その他運営費	500	500
備品費	200	200
会議費	300	300
2 合同事務局運営費	7,000	7,000
備品費	400	400
消耗品費	300	300
通信運搬費	300	300
雑役務費	100	100
印刷製本費	800	800
借料及び損料	5,100	5,100
3 合同庁舎(T60)管理費	20,500	6,500 14,000
給料	11,000	11,000
光熱水費	3,000	3,000
雑役務費	6,500	6,500
合計	28,000	14,000 14,000

4549円
予算額 7,000円

5040
C360

THE PREPARATORY COMMISSION
Naha, Okinawa

The Estimate and Allotment of Expenses for the
Operation of the Preparatory Commission
for the Period 3 March 1970 - 31 March 1970

I. The Estimate of Expenses

<u>Items</u>	<u>Amount</u>
1. Operational Expenses for Various Meetings	\$ 500
Fixtures Expenses	(200)
Meeting Expenses	(300)
2. Operational Expenses of the Joint Secretariat	\$7,000
Fixtures Expenses	(400)
Expendables	(300)
Communication and Transportation Fee	(300)
Miscellaneous	(100)
Printing Expenses	(800)
Rental Expenses	(5,100)
3. Maintenance Expenses for T-60	\$20,500
Salary	(11,000)
Utilities	(3,000)
Miscellaneous	(6,500)
Total	<u>\$28,000</u>

II. The Allotment of Expenses

<u>Items</u>	<u>Total Amount</u>	<u>Share GOJ</u>	<u>USG</u>
1. Operational Expenses for Various Meetings	\$ 500	\$ 500	
Fixtures Expenses	(200)	(200)	
Meeting Expenses	(300)	(300)	
2. Operational Expenses of the Joint Secretariat	\$7,000	\$7,000	
Fixtures Expenses	(400)	(400)	
Expendables	(300)	(300)	
Communication and Transportation Fee	(300)	(300)	
Miscellaneous	(100)	(100)	
Printing Expenses	(800)	(800)	
Rental Expenses	(5,100)	(5,100)	
3. Maintenance Expenses for T-60	\$20,500	\$6,500	\$14,000
Salary	(11,000)		(11,000)
Utilities	(3,000)		(3,000)
Miscellaneous	(6,500)	(6,500)	
Total	<u>\$28,000</u>	<u>\$14,000</u>	<u>\$14,000</u>

大蔵省 説明資料

コピ一段
北米課一課長

日米経済諮問委員運営共通経費の
日本側負担金と日本政府予算額の差異

1. 運営共通経費の米、琉会計年度との比
例会計年度との相違の由、米、琉国予算

上の操作を必要とする。(至急米、琉
会計年度に付)。

2. 上記の如き会計年度の相違の由、米、琉
国は43会計年度(諮問委員43年)迄是

に本... 1968年4月1日~69年3月31日中
500万円の負担額とす。(別添1)。

3. 是分の44会計年度予算にも支出額
は米、琉側と了解成立す。

3. 44会計年度は本... 69年4月1日~
6月30日分 239万8000円、69年7月1日

~70年3月31日分 252万円計 49万8000円
に支出(別添2)

4. 44会計年度予算額 700万円と、上記
49万8000円の差は... 本件予算の

総経費の経費、雑役経費と12計上され
る... (沖縄の特種...
本件経費は)

国際会議負担金と12計上され...
に... 建前上の活用が可能である。

この差は... 目下大蔵省と総経費との
間の話合中である。

(以上総経費特連局の説明)

準備委員会運営経費を日米両国で
負担する理由

1. 準備委員会の運営振りについては米側と協議
して決定する問題であるが、これまでの米側との
^(米)

非公式な予備的話し合いを通じて、日米双方とも
準備委員会の日米代表の事務所及び顧問~~たる~~

^{行政}琉球政府主席の事務所も現在諮問委員会が
使用している建物におき、~~関係者が~~常時接触
^{日米琉三政府の}

し得る体制で運営することが最も望ましいとの
考えにかたまっている。

2. また円滑な事務処理のため、諮問委員会の
場合と同様、(1)委員会の会議の開催準備、

(2)会議の共通の文書の作成及び保管、翻訳、
~~分掌~~ (3)会議室および合同庁舎の共通部分の

維持、管理等の事務処理を行なう合同事務局を
設けることが、最も得策との考えに固まっている。

3. なお、準備委員会の取扱う事務量は、現在の
諮問委員会に比し、大巾に増加することは

当然予想され(部会及び専門分科会の設置が
考えられ)、~~また~~この見地から合同事務局の

必要性は諮問委員会の場合 に比し大した
増加~~と~~と考えられる。

^{合同事務局内係}
4. 上記諸経費は共通経費であり、構成者が
分担することは国際慣行である。

↑
但し、諮問委員会~~の~~場合は、日米琉^{三政府}
同等の立場にあつたため、その費用~~も~~均等に
^(三政府の)

^{行政}
分担したが、準備委員会の場合は、琉球政府行政
主席は顧問として参画するのみであるので、費用の
^加

分担においても、その点を考慮する必要がみ33。
 他し、この点は今後日米琉三~~者~~で話し合
 政府間
 決めようにな~~る~~。

カヒ 万大 博阪

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

536

電信写

総番号(TA) 18/82
 70年 月 日 17時 35分 ナハ 発着
 70年 4月 17日 19時 41分 本省 着 米北

- 参閣外務
- 参閣典房
- 参閣官審典長
- 参閣総人 算計
- 参閣(会)管給
- 参閣行企
- 参閣債移
- 参閣中東
- 参閣北西
- 参閣北保
- 参閣一二
- 参閣西東洋
- 参閣西京
- 参閣近ア
- 参閣次總経國万
- 参閣統國
- 参閣政技二
- 参閣国一理
- 参閣条協(国)
- 参閣政経科
- 参閣社理
- 参閣道内外

外務大臣殿 賀陽代表代理
 代表代理会議

準第12号準

17日諮問委員会終了後、各代表部員及び速記者同席のもとに代表代理会議を開催し、主存3討議事項次の通り。

1. 準備委員通至費の見積りと分担に關する
 川委員会提議、此方米側より同案基本形
 には問題はないも、会計年度及び琉政
 側からの貢献などにつき互調整を要
 すべき点があるとして次回会合で更に核
 討したいとの提言あり、日琉に川は

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

同意した。

2. 準備委員国会合に備え行なうべきワーキングプログラム及びサブコミテイの設置等については、コンコムによる原則と施針の決定を待たねばならぬとしても、ブレインクワサスは当地でも継続すべきことを確認した。
3. 会議室増設に際し、委員会として検討せしめることに合意を見込。
4. 次回はシヨット帰任後の23日の予定。

- 2 -

往電に目録

~~主任課長~~

北米才一課長

準 第 6 号
昭和45年4月25日

外務大臣
愛知 揆 一 殿

準備委員会日本国政府代表

高 瀬 侍



合同事務局の組織等に関する案文送付

往電第12号の1を以つて別送方通報申上げた合同事務局の組織及び合同経費の一般原則に関する案文等下記のとおり送付申上げるので貴見何分の儘至急御回示ありたい。

記

- 1 合同事務局の組織及び所掌事務（英和文各2部）
- 2 準備委員会の運営に要する共通経費の分担方法及び経理（英和文各2部）
- 3 文書及び物品の処分についての決定（和文2部）



別紙

準備委員会
沖縄那覇

3部

合同事務局の組織及び所掌事務

- 1 準備委員会は、その事務局の組織を次のとおり定め、その組織の名称を合同事務局とする。
- 2 日米両国政府の代表及び琉球政府行政主席たる顧問が、それぞれ、その職員の中から指名した者及び必要がある場合に準備委員会の合意に基づいて採用された者をもつて合同事務局の構成員とする。
- 3 準備委員会が合同事務局事務局長の職務を行なうものとして指名した職員は、合同事務局の事務を総括し、及び合同事務局を構成する職員の執務を監督する。
- 4 合同事務局は、準備委員会の指示及び命令に従い次の各号に掲げる事務を処理する。
 - (1) 準備委員会の会議（代理会議及び小委員会の会議を含む。）の開催の準備に関すること
 - (2) 準備委員会の会議の記録の作成及び保管に関すること（必要に応じ代理会議の場合を含む。）

- (3) 準備委員会が行なう勧告又は報告のための資料の収集、提案事項の現況資料の作成及び勧告書又は報告書の浄書に関すること
 - (4) 広報のための新聞発表資料その他関係資料の作成に関すること
 - (5) 準備委員会の共通経費に関すること
 - (6) 合同事務局の事務室、会議室および合同庁舎の共通部分の維持管理に関すること
 - (7) 対外連絡に関すること
 - (8) 以上のほか、合同事務局に委ねられた事項に関すること
- 5 合同事務局の組織及び運営に関し変更等の措置を必要とする場合は、その都度準備委員会が検討のうえ決定する。

8/12/71

THE PREPARATORY COMMISSION
Naha, Okinawa

Organization and Duties of the Joint Secretariat

1. The Preparatory Commission shall establish a secretariat for the PrepCom. The name of the organization shall be called the "Joint Secretariat."
2. The Joint Secretariat shall be composed of those personnel who are nominated by the U S and Japan Representatives and the Adviser, the GRI Chief Executive, from among the personnel of their respective elements, and personnel who may be hired by mutual agreement of the PrepCom when considered necessary.
3. The person who is nominated by the PrepCom to perform the duties of the Director of the Joint Secretariat shall supervise the administrative business and the work of the personnel who comprise the Joint Secretariat.
4. In conformity with the directives and instructions of the PrepCom, the Joint Secretariat shall conduct the following business:
 - a. Matters concerning arrangements for the holding of PrepCom meetings (including Alternate Representatives/Adviser meetings and subcommittee meetings).
 - b. Matters concerning the recording and preparation of minutes of PrepCom meetings and their safekeeping (including Alternate Representatives/Adviser meetings as necessary).
 - c. Matters concerning compilation of material for recommendations and reports, listings on the status of PrepCom proposals and typing of recommendations and reports in final form.
 - d. Matters concerning the preparation of press releases and other pertinent information for public dissemination.

- e. Matters concerning the common expenses of the PrepCom.
- f. Matters concerning the maintenance and management of the Joint Secretariat office, the conference room, and the common use areas.
- g. Matters concerning external communications.
- h. Such additional matters as may be referred to it.
5. Any future actions involving changes in the composition and operation of the Joint Secretariat will be considered and decided by the PrepCom on a case-by-case basis.

81/2

準備委員会
沖縄那覇

3部

首 題： 準備委員会の運営に要する共通経費の分担方法及び経理

- 1 準備委員会の運営に要する経費（以下単に「共通経費」という。）に関する日米両国政府の分担方法及び経理については以下に定めるところによる。
- 2 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終るものとする。共通経費の見積り額が、米政府の二会計年度に亘ることから、米政府の分担額は、米政府のそれぞれの会計年度に区分されるものとする。
- 3 各会計年度の共通経費の見積り及び分担額は各会計年度の当初に準備委員会において決定する。会計年度の中途において共通経費の見積り及び分担額に変更を行なう必要が生じた時はその都度準備委員会が決定する。
- 4 当初の共通経費の総額の見積りは、1970年3月3日から1971年3月31日までの期間について決定するものとする。

首 題： 準備委員会の運営に要する共通経費の分担方法及び経理

- 5 日米両国政府は、分担する経費を現金及び現物により支弁する。
ただし、両政府のそれぞれが既に支出を了した共通経費に該当する現金及び現物については、当該相当金額を既に拠出したものとみなして、拠出すべき金額から控除するものとする。
- 6 日米両国政府が拠出する分担金は、準備委員会の合同事務局において経理するものとし、事務局長が出納の責に任ずるものとする。
- 7 各代表の代理は、定期的に事務局長から分担金の収支の状況について報告を徴し、及び必要な検査を行ない、経理の適正を期するものとする。
- 8 日米両国政府がそれぞれ分担して支出した金額に差がある場合は、翌会計年度において調整するものとする。
- 9 日米両国政府の分担金の拠出は、事務局長の発行する分担金拠出請求書により四半期ごとの期のはじめに割賦により行なうこととする。
- 10 事務局長は、翌会計年度の最初の月の末日までに収入及び支出の状況を各代表に報告しなければならない。

別添

THE PREPARATORY COMMISSION
Naha, Okinawa

A Method of Allotment and Administration of Common Expenses
Required for the Operation of the Preparatory Commission

1. The method of allotment and the administration of expenses (hereinafter referred to as "common expenses") by the Governments of Japan and the United States required for the operation of the Preparatory Commission shall be determined in accordance with the following provisions.
2. The fiscal year of the PrepCom shall be 1 April through 31 March every year. Since the estimate for common expenses involves two USG fiscal years, the U S funded portion will be subdivided into appropriate U S fiscal year periods.
3. The estimate of the common expenses and the amount to be shared shall be determined by PrepCom at the beginning of each fiscal year. If it becomes necessary to revise the estimate of the common expenses and the amount to be shared during the fiscal year, PrepCom shall make a determination on each such occasion.
4. The original estimate of total cost of the common expenses shall be determined for the period of 3 March 1970 - 31 March 1971.
5. The GOJ and USG shall defray their share of expenses in cash and in kind. Any previous expenditures made by the two governments in cash and in kind for common expenses shall be considered a part of their contribution.
6. The shares of expenses contributed by the GOJ and USG shall be administered by the Joint Secretariat of the PrepCom and its director shall be responsible for receipts and outlay of expenses.

7. The Alternates of the respective Representatives shall regularly request reports from the Director of the Joint Secretariat concerning the situation of receipts and outlay of a share of expenses and audit the administration of expenses to ensure the propriety thereof.
8. If there exist any differences in the amount contributed by each of the two governments, such differences shall be adjusted during the following fiscal year.
9. The contribution of a share of expenses by the two governments shall be made quarterly in accordance with the request for submission of a share of expenses issued by the Director of the Joint Secretariat at the beginning of each of the four quarters.
10. The Director of the Joint Secretariat shall report to the respective Representatives concerning the situation of the income and expenditures, by the end of the first month of the following fiscal year.

別添3

琉球列島高等弁務官に対する諮問委員会
沖 縄 那 覇

3部

2項以下訂正
諮問委員 48号

首 題： 文書及び物品の処分についての決定

日米琉諮問委員会の保管に係る文書及びその管理に属する物品については、日米琉諮問委員会が廃止されるに際し、次のとおり処理することとする。

なお、準備委員会の発足に当り、これらの物品のうち準備委員会において使用することが必要と認められるものについては、関係政府の協議により供与の方式によつての使用を検討することが望ましい。

1 文書

合同事務局の保管に係る日米琉諮問委員会の会議録、合意及び決定、共通経費の経理関係書類、実績報告書、勸告書の写その他日米琉諮問委員会に関する文書及び資料は準備委員会に引継ぐものとする。

2 合同事務局の管理に属する物品について次のとおり処分するものとする。

(1) 日本政府に返還するもの

ア 英文タイプライター

1台

首 題： 文書及び物品の処分についての決定

イ	輪転印刷機	1台
ウ	戸棚	1個
エ	冷房機	3台
オ	コーヒー沸し	1個
カ	インターフォン	10台
キ	ファイリングキャビネット	1個
ク	長机	1個
ケ	折りたたみ椅子	5脚

(2) 琉球政府に返還するもの

ア	会議用椅子(大)	4脚
イ	会議用椅子(小)	25脚
ウ	会議用テーブル	1個
エ	両袖机	5個
オ	回転椅子	5脚
カ	英文タイプライター	1台
キ	和文タイプライター	1台
ク	和文タイプ用机	1個
ケ	" 椅子	1脚
コ	ファイリングキャビネット	1個
サ	英和大辞典	1冊
シ	和英大辞典	1冊
ス	折りたたみ椅子	5脚
セ	記録用テーブル	1個
ソ	" 椅子	2脚
タ	柱時計	1個

首 題： 文書及び物品の処分についての決定

- | | | |
|---|----------|-----|
| チ | 花びん台 | 1 個 |
| ツ | 冷房機 | 3 台 |
| テ | スタンド式灰さら | 6 個 |
| ト | 灰さら(小) | 6 個 |
| ナ | 決裁箱 | 4 個 |
| ニ | ちりかご | 6 個 |

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示(極秘・秘の朱印)	符号表示 暗 略 平	※ 総第 24690 号
平	※ 第 26 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 秒 45.5.4 21.33
	大至急 至急 普通・LTF	※ 発電係

電信課長
代 表

(※印内は電信課記入)

大 臣 政 務 次 官 事 務 次 官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 アメリカ局長 参 事 官 北米才一課長	主管局部署(室)名 米北1 起案 昭和45年5月6日 起案者 吉川 電話番号 445
--	----------------------------------	---

協賛先
条約課長

大 使 臨時代理大使
在 那 覇 準備委 日本政府代表 総領事 代理 代理 代理
あて 豊知 大臣 発

電 報 在 大 使 臨時代理大使
報 報 総領事 代理 代理 代理
あて

件名 合同事務局の組織及び所掌事務

貴信準第6号に因り

採択に差支元ない。

(了)

4 213
25

字 済

五月六日九時二回代表会議に諮る由(米北)

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

1. 委員会	の会議その他運営費				
		(2,000)	(2,000)	(0)	
	備品費	(1,600)	(1,600)	(0)	
	会議費	(400)	(400)	(0)	
2.	合同事務局運営費	(9,000)	(9,000)	(0)	
	備品費	(400)	(400)	(0)	
	消耗品費	(300)	(300)	(0)	
	通信運搬費	(300)	(300)	(0)	
	雑役務費	(2,100)	(2,100)	(0)	
	印刷製本費	(800)	(800)	(0)	
	備料及び消耗品	(5,100)	(5,100)	(0)	
3.	合同庁舎(T60)管理費				
		(27,000)	(8,000)	(19,000)	
	給料	(11,000)	(0)	(11,000)	
	エネルギー	(3,000)	(0)	(3,000)	
	備品購入代替費	(2,500)	(2,500)	(0)	
	修理維持 エネルギー及び建設	(10,500)	(5,500)	(5,000)	
	計	(38,000)	(19,000)	(19,000)	(3)

外務省電信案 (分類)

秘密表示 (種別・秘の表示)	符号表示	総第	号
秘密	略 平	24691	
	第	号	分
	27	45.5.4	21.36
	大至急	至急	普通・LTF
			発電係

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	主管局部課 (室) 名 米北 / 起案 昭和45年5月4日 起案者 吉川 電話番号 445
--	-------------------------------	--

協賛先

会計課長 検査室 (田原)

総務室長 調査室

主計室

在外総領事

大使 臨時代理大使
在邦 準備委員会 日本政府代表 あて 通知 大臣 発
総領事 代理

電 報 在 大使 臨時代理大使 あて
総領事 代理

件名 共通経費の見積り及び分担

貴信準決4号及び公費電準決26号、及び
貴信準決6号に用い、

共通経費の見積り額及び分担につ
いて、冒頭貴電を以て稟請越の上積
及び負担増を加え、追加負担額19千円

(※印欄内は電信課記)

五月六日、第二回代表会議に諮る予定 (米北一)

(昭和四十七) 改正

GB-1

代 表

海 洋 経 済

4 212

219

2

と受入の2差支を以て、米側と
合意文書に用い、次、修正米側
と折衝を以て、米側が合意すれば、
採択に差支を以て、

1. 貴信準決6号の2、準備委員会、通
管に要する共通経費の分担方法及び至
理の初4項に用い、

1) 準備委員会日本政府代表に用い臨時
措置法は5月1日公布、施行は5月1日
同法に基づき同委員会日本政府代表
事務局新設に係り、昭和45会計年度
予算は5月1日より実行号水、
は45年会計年度長与天也
従って、初4項の... 1970年3月
3日及び1971年3月31日までの期間
... 1970年4月1日

GB-3

外務省

1971年3月31日までの期間……」と訂正された。

(2) 以上、3月31日 ~~8月~~^{3月} ~~28日~~^{31日} までの期間において支出17= ~~米~~^米、一 ~~米~~^米 側負担額中に計上した。2955

この方が負担するものは ~~2月~~^{4月} 1日以降において ~~通~~^{日本側負担額} 費に替えてのこととす。しかして9場合において ~~も~~^も 会計処理上の問題も ~~あり~~^{あり}、実際支出は5月1日以降において支出17= 形式にとり、とす。(29単については本件合意書には ~~米側は、会計年度はともかく、問題ないと思料。~~^{記載} 17= ~~米側との口頭~~^{記載} 了解は ~~あり~~^{あり} こととす。

2. 貴信第2号及び貴電第26号「共通経費の見積り及び分担」に用い

(1) 上記1.(1)と同様の理由により、表題に「昭和45年 ~~4月~~^{4月} 1日 ~~から~~^{から} 昭和46年3月31日までの期間……」と訂正された。

(2) 既に支出17= 経費の取扱いは上記1.(2)の方法に基き行はうこととし、~~総額~~^{均等} において日米双方の負担額の ~~均等~~^{均等} には ~~なり~~^{なり} 取計された。

3. 以上、計算証明上の取扱いは ~~2月~~^{2月} 1日以前に ~~あり~~^{あり}、5月以前の債務は ~~均等~~^{均等} として ~~処理~~^{処理} した。4月分の債務は ~~は~~^は 追加を ~~整理~~^{整理} し、5月中に ~~支~~^支 払うものとして ~~処理~~^{処理} された。念のため。

大蔵省
外務省

大蔵省
外務省
大臣官舎
事務次長
官舎
秘書長
官舎
事務次長
官舎
秘書長
官舎
事務次長
官舎
秘書長
官舎

大臣官舎
事務次長
官舎
秘書長
官舎
事務次長
官舎
秘書長
官舎

大臣官舎
事務次長
官舎
秘書長
官舎
事務次長
官舎
秘書長
官舎

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

170

電信写

総務局 (T.A) 23512
 70年 月 日 時 分 押 送 発 着
 70年 5月 15日 22時 07分 本 省 着 等北1
 外務大臣殿 高瀬 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

共通基金の見直し及び分理

才50号 平
 任意才26号 及び 貴履米控1才27号に
 関し

1. 冒頭書電1及び2の各(1)の予算上の起算期日の訂正については半割と協議の上書電ご指示の通り既に訂正済みである。
2. 同じく冒頭書電1及び2の各(2)の3月31日及び3月31日以下に更新された準備委員会共通基金のうち、日割割分理すべき費目については合同事務局に確定するところ。

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

上記期間内に発生した共通基金として考へらるるものとして、才1回会議の石の作成した資料を電1に紙代等のいわゆる既出資料を石は資料(セロックス)及び通信運搬費であるが、4月30日までは課内委員会準備委員会と併存しての石関係上、合同事務局としては上記諸費を厳密に各委員会毎に区分することは何となく不可能であるばかりでなく、実際上既に才4回半期分合同委員会共通基金の分理金として日本政府より配付された資金をもって上記諸費を更新する方針としている趣であるので、左様ご了解ありたいとのことである。

なお、準備委員会発足に当り3月24日当地東京ホテルにおいて日米税三代表部で協議した経緯、セロックスの費用は上記共通基金とは全く別項のもの(三代表部ともは未だれいかわり換算費あるいは報償費的

外務省

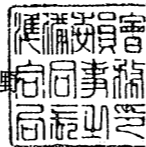
15/10

準備委員会
沖縄那覇

1970年10月14日

沖縄復帰準備委員会
日本国政府代表事務所 御中

準備委員会合同事務局
事務局長 佐多千代



分担金拠出の請求について

第3回準備委員会における決定に基づき、1970年10月
から1971年3月までの期間に要する日本政府の分担金として
\$9,500.00の拠出をお願い致します。

別添

準備委員会運営経費支出額
1970年4月1日～1970年9月30日

項目	支出額
準備委員会・会議その他の運営経費(備品費)	\$5,115.00
〃 (会議費)	30.71
合同事務局運営費 (備品費)	47.75
〃 (消耗品費)	151.33
〃 (通信運搬費)	111.39
〃 (雑役務費)	906.02
〃 (印刷製本費)	
〃 (借料および損料)	1,915.65
合同庁舎管理費 (備品費)	
〃 (雑役務費)	850.00

計 \$9,127.85

1970年7月31日準備委員会経費日本政府分担額第1期分および 第2期分(1970年4月～9月迄)受け入れ額	\$9,500.00
1970年9月30日現在 支出負担行為済額	9,127.85

残高 \$ 372.15

ソカヒ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

113

大政事外外務
務務典房
次次
臣官官審審長長
備備人電厚計
備備文会審給

電信写

総番号(TA) 17474 主管
71年 月 日 16時05分 沖縄 発着
71年 4月 5日 16時09分 本省 北1

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

準備委員会共通経費見積り

第369号 平

往電第368号別電

1. 会議その他運営費(1500ドル)

備品費 1300、 会議費 200、

2. 合同事務局運営費(9500ドル)

備品費800、 消もう品費400 通信運ばん費300
、 雑役務費1300、 印さつ製本費600、 借料及
び損料5100、

3. 合同庁しゃ管理費(21000ドル)

給料14000、 ころ熱水費2000、 修理費200
0、 維持費3000

計 32,000ドル(せつばん16,000ドル)
(了)

調査長
参金
参領
参移

ア 参地中東
長 北東西
参北北保
中附審
参一
参西東洋
長 西

近ア長
参審近ア
長 次総経国
参貿統国
参政技二
長 国一理
参条協規
長 参政経科
参社専
長 参道内外
参二

外務省

注意

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

政事外外務
務務典房
次次
臣官官審審長長
備備人電厚計
備備文会審給

電信写

71年 月 日 19時15分 沖縄 発着
71年 4月 13日 19時20分 本省 北1

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

代理会誌

第395号 略

往電第374号に關し

13日の会議の概要次の通り。

1. ファイアーより、63年以来米政府援助資金で運営さ
れている「民政府立おきなわ英語センター」につき、米側
は、財政上の理由により本会計年度末をもって同センター
の運営を打ち切らざるを得なくなつた旨をひろうすると共
に、若し7月以降もりゆう政において自この財政的負担あ
るいは日本政府の援助に基づき同センターの運営継続を希
望するならば、民政府としてはワシントンに対し、同セン
ター所有の図書類、テープレコーダー及びその他の設備を
無償で貸与しよう取り計らう意図のあることを明らか
にした。「フ」によれば、米側は、4月末日までに同セン
ター職員に対し、解雇予告の通知を發出する予定の由。右
に対しセナガは、「英語センター」がこれまでおきなわ社
会に残した実績とこうけん度の大なることは言うまでもな
く、将来継続して運営されることを強く望むと述べて、上

調査長
参金
参領
参移

中東
北東西
参北北保
中附審
参一
参西東洋
長 西

近ア長
参審近ア
長 次総経国
参貿統国
参政技二
長 国一理
参条協規
長 参政経科
参社専
長 参道内外
参二

外務省

金子

秘密

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

記米側決定に違かんの意を表明した。当方からは、同センターの存在価値は十分理解し得るも、要は7月以降の財政的手当てをいかにして見出すかであり、全く仮定の話であるが日本政府援助でまかなうというフォーミュラについても明年4月以降のこととなるので、7月から明年3月までの期間を如何に処置するかであると述べて、検討を約しておいた。「フ」より、これまでも同英語センター所長名で民政府に対し運営継続の請願が提出されていることをひろうし、これに対し民政官より、予定通りセンターは6月末日を以つて閉ざされること、及び本件は準備委で善処方検討中であるとの趣旨の書簡を取りあえず発出する旨述べるところがあつた。

2. 当方より、貴電米北/第102号(未完成プロジェクト)の諸点につき米側の回答を正式に求めておいた。

3. 準備委共通経費予算は、往電第369号の通りの内容で合意した。

4. 次回は20日。

(了)

5/24/72 5/27/72

金子

アメリカ局長

秘密標記 (赤色)

参事官

北米才一課長

事務室長 () 第 213 号

在外経理室 昭和 46 年 4 月 15 日

検査室

外務大臣 殿

在準備委代表事務所 高瀬代

(件名) 準備委員会共通経費見積り及び分担

引用公・電信 日付・番号 往電 395 号

4月13日の代理会議の合意を以て

記見積り及び分担 (昭和46年4月1日及び

昭和47年3月31日までの期間) は、別添資料

付添添付 付添空便 (行) 付添空便 (DP) 付添船便 (貨) 付添船便 (郵)

本信送付先:
本信写送付先:
配付先:

GA-3-1

在外公館

985

の通りであり、報告あり。

GA-4

外務省

- 実務
- 首席事務官
- 総務
- 調査
- 業務
- 空
- 科学協力
- 連絡調整
- 調査
- 青少年
- 庶務

46.4.16

46.4.21

別表 A

準備委員会
沖縄那覇

昭和46年4月1日から昭和47年3月31日までの期間にかかる準備委員会の運営に要する共通経費の見積り及び分担

分担(単位ドル)

項目	金額	合計	
		日本	米国
46会計年度	1971会計年度 1970年4月1日 ~同年6月30日	1972会計年度 1971年7月1日 ~1972年3月31日	合計 1971年4月1日 ~1972年3月31日
1 委員会の会議その他運営費	1,500	1,500	
備品費	(1,300)	(1,300)	
会議費	(200)	(200)	
2 合同事務局運営費	9,500	9,500	
備品費	(800)	(800)	
消耗品費	(400)	(400)	
通信運搬費	(300)	(300)	
雑役務費	(1,300)	(1,300)	
印刷製本費	(600)	(600)	
借料及び損料	(6,100)	(6,100)	

分担(単位ドル)

項目	金額	合計		合計 1971年4月1日 ~1972年3月31日
		日本	米国	
45会計年度	1971会計年度 1971年4月1日 ~同年6月30日	1972会計年度 1971年7月1日 ~1972年3月31日	合計	
3 合同庁舎(T60)管理費	21,000	5,000		16,000
給料	(14,000)		(2,500)	(11,500)
光熱水費	(2,000)		(400)	(1,600)
備品購入及び付替費	(2,000)	(2,000)		
改装、維持及び建設費	(3,000)	(3,000)		
合計	32,000	16,000	2,900	13,100